

委員 長 報 告 書

さる平成 26 年 12 月 4 日の本会議において、本委員会に付託された、
請願第 17 号 集団的自衛権の行使に反対する意見書の提出を求める
請願について

を審査するため、26 年 12 月 5 日と 3 月 11 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

記

請願第 17 号の主旨は、安倍内閣は、「我が国は、国際法上、集団的自衛権を有してはいるものの、憲法第 9 条の下においてはその権利を行使することは許されない」とした、これまでの政府見解を 180 度転換し、集団的自衛権行使容認の閣議決定を行い、これに沿った法整備を行おうとしている。日本国憲法を活かしてアジアと世界の平和に貢献することが、日本の進むべき道であり、憲法解釈の変更によって集団的自衛権を行使することのないよう求める意見書を政府に提出するよう求めるものである。

委員から、紹介議員に対し、世論調査の結果、特に若い世代の多くは、このことに対して不安があるとのことだが、そのような反応が大きくなっているかとのただしがあり、若い男性が、父親から、戦争になったらおまえも戦場に行かなければならなくなると言われたことをきっかけに、戦争のない、戦争に向かわない社会を築かなければいけないと思い、いろいろな行動を始めたという事例があると聞いているとの答弁がありました。